



「大臣・大連制」批判補論：
大伴氏関係伝承「大連」の実態，及び大臣・大連の
『日本書紀』における位置付け

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007659

「大臣・大連制」批判補論

——大伴氏関係伝承、「大連」の実態、及び大臣・大連の『日本書紀』における位置付け——

黒田達也*

Supplmental Thesis on the Criticism for “Oomi (大臣) and Omuraji (大連) System”

KURODA Tatsuya *

要 旨

本論文は、「大臣・大連制」批判の補論として、嘗ての拙論でほとんど触れてこなかった大伴氏の伝承と「大連」の実態、及び大臣・大連として現われる者の『日本書紀』における位置付けについて検討したものである。大伴氏に関する宣化条以前の記述には大伴氏独自の所伝とみられるものがほとんど無く、欽明朝以後と同様、それ以前においても大伴氏は蘇我氏と関係を有していた（蘇我氏配下にあった）ことが想定し得ること、「大連」は、律令制下の大連・少連と同様、『礼記』の「東夷之子」少連・大連の故事に基づいたもので、喪礼に関係するものであったとみられること、武烈条以前に現われる大臣・大連は、その人名等には改作や作為がなされてはいるものの、当該時期に勢力・権力を有していた氏族の状況が反映されていること、を論じている。

はじめに

嘗て筆者は、我が国の冠位十二階制期の「大臣」が高句麗の大対盧、百済の大佐平、新羅の上大等と相通ずるものであり、律令官制の成立期たる天武朝や浄御原令制下の官制においても朝鮮三国の官制との関係が明瞭に指摘できること、大臣・大対盧・大佐平・上大等は、それらに任じられた官人が冠位制・官位制の枠内にあるか、それを超越するかはともかく、外見上は、中国の正四品官以下に相当する位階を超越する官であり、大対盧は「大臣」とも表記し得ることにおいても我が大臣と共通すること、中国の「大臣」は曹魏以後の官品制では三品官以上の官職ないし身分にある官人を意味する呼称であり、我が国と高句麗の大臣は中国の「大臣」との関係も考えられることを明らかにし、また、大臣と並立する執政官の如く現われる「大連」に叙任されたとされる物部連は和珥氏配下、大伴連は蘇我氏配下にあったと考えられることも指摘している（黒田達也、1981年、1983年、1984年a、1984年b、1985年、1989年）。しかし、『古事記』『日本書紀』（以下『記』『紀』等と略記）の武烈条以前の大伴氏の伝承についてはほとんど触れず、大臣・大連が武烈紀以前に位置付けられている事情や根拠も検討しておらず、また「大連」の実態そのものについても詳論していない。そこで本稿では、大伴氏の伝承と「大連」

なるものの実態、及び大臣・大連の『紀』における位置付け、以上三題について考えられるところを述べ、「大臣・大連制」批判の補論とすることにしたい。

尚、論述の関係上、嘗ての拙論と重複する箇所があることを予めお断りしておきたい。

Ⅰ 大伴氏の伝承

伝説時代及び大連叙任記事を除いた允恭紀～推古紀の大伴氏関係の伝承は次の通りである。

- (1) 允恭紀 11年3月丙午条
詔により大伴室屋連が衣通郎姫のために諸国造に科して藤原部を定める。
- (2) 雄略紀 2年7月条
百済池津媛が石川楯に嫁けたので、大伴室屋大連に詔して焼き殺させる。
- (3) 雄略紀 7年是歳条
大伴大連室屋に詔して、東漢直掬に命じ新漢陶部高貴等を上桃原・下桃原・真神原三所に遷居させる。
- (4) 雄略紀 9年3月条
紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・大伴談連・小鹿火宿禰等を遣して新羅を伐たせる。紀小弓、天皇に婦をもらえるよう大伴室屋大連に憂陳する。采女大海を賜う。大伴談や同姓津麻呂等戦死する。
- (5) 雄略紀 9年5月条
采女大海、紀小弓宿禰の葬所のための良地を大伴

2004年4月14日受理

* 一般教養科 (Department of Liberal Arts)

- 室屋大連に請う。小鹿火宿禰、角国に留住することを室屋に請う。
- (6)雄略紀23年8月丙子条
大伴室屋大連と東漢掬直とに遺詔する。
- (7)清寧紀即位前(雄略23年)8月条
星川皇子謀反。大伴室屋大連、東漢掬直に遺詔に従って皇太子(清寧)を奉るべしと言ひ、軍士を發して星川皇子等を播殺する。
- (8)清寧紀即位前(雄略23年)10月壬申条
大伴室屋大連、臣連を率いて皇太子に璽を奉る。
- (9)清寧紀2年2月条
天皇、子が無いことにより、大伴室屋大連を諸国に遣して、白髪部舎人・白髪部膳夫・白髪部靱負を置く。
- (10)顕宗紀即位前(清寧2年)11月条
天皇、大臣・大連とはかり、播磨国司来目部小楯に億計・弘計二王を赤石に迎えさせる。
- (11)顕宗紀元年正月己巳条
大臣・大連等、弘計王に奏言して、即位を請う。
- (12)武烈紀即位前(仁賢11年)8月条
太子(武烈)と大伴金村連とが計策し、金村が平群臣鮪を殺す。
- (13)武烈紀即位前(仁賢11年)11月戊子条
太子と大伴金村連とが謀り、金村が平群真鳥大臣を殺す。
- (14)武烈紀即位前(仁賢11年)12月条
大伴金村連、賊(真鳥)を平定し訖り、政を太子に返して、即位を請う。
- (15)武烈紀3年11月条
大伴室屋大連に詔して、信濃国男丁に城像を水派邑に作らせる。
- (16)継体紀即位前(武烈8年)12月壬子条
大伴金村大連、仲哀五世孫倭彦王を天皇に立てようと議り、大臣・大連等皆随う。
- (17)継体紀元年正月甲子条
大伴金村大連、男大迹王を天皇にしようと議り、物部麁鹿火大連・許勢男人大臣等同意する。
- (18)継体紀元年2月甲午条
大伴金村大連が男大迹王に即位を要請し、即位する。
- (19)継体紀元年2月庚子条
大伴大連、手白香皇女を皇后とすることを奏請し、天皇が承認。
- (20)継体紀6年12月条
百濟の奏請により、大伴大連金村が謨りを同じくして天皇に奏し、任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四県を賜う。金村と哆唎国守穂積臣押山とが百濟の略を受けたとの流言あり。
- (21)継体紀21年6月甲午条
筑紫国造磐井叛逆。天皇、大伴大連金村・物部大連麁鹿火・許勢大臣男人等に誰を將とすべきかをはかる。大伴大連等みな麁鹿火を推す。
- (22)継体紀23年4月戊子条
任那王己能末多干岐が来朝し、新羅の来侵に対する救助を大伴大連金村に啓す。
- (23)安閑紀元年10月甲子条
子が無いことで名が絶えてしまうのでどうすれば良いかという天皇の大伴大連金村への勅に答え、屯倉を后妃のために立てることを奏し、施行する。
- (24)安閑紀元年閏12月壬午条
三島への行幸に大伴大連金村が従う。金村をして県主飯粒に良田を問わせる。
- (25)安閑紀2年9月丙辰条
大連に、難波大隈島と媛島松原とに牛を放し、名を後世にのこそうと勅す。
- (26)宣化紀2年10月壬辰朔条
新羅が任那を寇したため、大伴金村大連に詔して、その子磐と狭手彦とを遣して任那を助けさせる。磐は筑紫に留まりその国政を執り、狭手彦は任那を鎮め百濟を救う。
- (27)欽明紀元年9月己卯条
難波祝津宮への幸に大伴大連金村・許勢臣稻持・物部大連尾輿等が従う。どれぐらいの軍卒で新羅を伐てるかとの天皇の問に対し、尾輿等が継体6年に金村が百濟に任那四県を賜ったので新羅がずっと怨んでいるなどと奏す。この時金村は疾と称して住吉宅に居たので、天皇が青海夫人勾子を遣し慰問する。
- (28)欽明紀23年8月条
天皇、大將軍大伴連狭手彦を遣して高麗を伐たせる。狭手彦、百濟の計を用いて高麗を打ち破り、珍宝等を持ち還り、天皇に七織帳を奉獻し、蘇我稻目宿禰大臣に甲二領・金飾刀二口・銅鑊鍾三口・五色幡二竿と美女媛・従女吾田子とを送る。
- (29)敏達紀12年是歲条
朝廷、大伴糠手子連を遣して、日羅等を慰勞する。阿倍目臣・物部鷲子連・大伴糠手子連を阿斗桑市の館に遣し、日羅に国政を問う。……鷲子大連・糠手子連に詔して、日羅を小郡西畔丘前に葬らせる。大伴糠手子連、妻子を石川百濟村に、水手等を石川大伴村に、徳爾等(日羅を殺した者)を縛って百濟河田村に置くことを議る。
- (30)用明紀2年4月丙午条
物部守屋大連が使者を遣して、群臣が我を謀ろうとしているのを聞き、このために阿都へ退いたと蘇

我馬子大臣に言った。馬子大臣はこの語を、使者を遣して、大伴毗羅夫連に述べ、毗羅夫連は弓箭皮楯を執り、大臣の槻曲家で昼夜離れず大臣を守護。

(31)崇峻紀即位前(用明2年)7月条

蘇我馬子宿禰大臣が諸皇子・群臣と物部守屋大連を滅ぼさんと謀る。大伴連嚙・阿倍臣人・平群臣手・坂本臣糠手・春日臣(闕名)は軍兵を率い、志紀郡から河家に到る。

(32)崇峻紀元年3月条

大伴糠手連の女小手子を妃とする。蜂子皇子と錦代皇女を生む。

(33)崇峻紀3年是歳条

大伴狭手彦の女善徳や大伴狛夫人等が尼に度される。

(34)崇峻紀4年11月壬午条

紀男麻呂宿禰・巨勢猿臣・大伴嚙連・葛城烏奈良臣を大將軍として、筑紫に出居させる。

(35)崇峻紀5年11月乙巳条注〔或本云〕

大伴嬪小手子、寵の衰えを恨み、蘇我馬子宿禰へ人を使し、天皇が猪の頸を断るようにつか朕の思ふ人を断ろうと言ったこと、内裏に大きな兵仗を集めていることを伝える。

(36)推古紀9年3月戊子条

大伴連嚙を高麗に、坂本臣糠手を百済に遣して、急に任那を救えと詔する。

(37)推古紀10年6月己酉条

大伴連嚙・坂本臣糠手、百済より至る。

(38)推古紀16年8月壬子条

唐客(裴世清)を朝廷に召す。阿倍鳥臣が書を受け、大伴連嚙がそれを承けて大門前の机上に置く。

(39)推古紀18年10月丁酉条

新羅・任那の客等が朝廷を拜す。大伴咋連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣四大夫が両国客等の使旨を聞き、大臣に啓す。

(40)推古紀31年是歳条

大徳境部臣雄摩侶・小徳中臣連国を大將軍、小徳河辺臣禰受・小徳物部依網連乙等・小徳波多臣広庭・小徳近江脚身臣飯蓋・小徳平群臣宇志・小徳大伴連(闕名)・小徳大宅臣軍を副將軍として新羅を征討する。

以上の要約で明らかなように、大伴氏は欽明朝～推古朝においても、欽明朝初年以前の記述に見られるような朝廷内の最大勢力ではないが、有力氏族として現われている。推古朝では、(39)で大伴咋が「四大夫」の筆頭として現われているように、大伴氏は蘇我氏に次ぐほどの有力氏となっている。このことは、『紀』の記述からしても、欽明朝初年の段階で大伴氏が勢力を失ったとは言え

ないことを意味しているのではなからうか。大連として、最大勢力を誇るほどのものではないというだけのことである。このことからすれば、大伴氏出自の小手子が崇峻妃として伝えられていることも頷けるところがあると言い得る。

欽明紀以降の大伴氏に関する所伝で注目されるものは(28)と(30)とである。いずれも大伴氏と蘇我氏との密接な関係を示すものであり、とりわけ(30)では大伴氏が蘇我氏に從属していたことを想わせるものとなっている。

『紀』編纂段階で大伴御行・安麻呂は大納言となっている。このような大伴氏が「逆臣」たる蘇我氏に從属していたかの如き所伝は、それだけに信頼に足るものと思われる。(27)で大伴金村の失政に対する攻撃に蘇我稲目が加わっていないことも、(27)そのものが造作であるとしても、蘇我・大伴両氏の関係を象徴するものではなからうか。問題はこのような蘇我・大伴両氏の関係が「金村失脚」以後に生じたものであるかどうかということである。

宣化紀以前の大伴氏関係の伝承で、朝廷内の第一人者として位置付けられていることから名が出ているに過ぎないとみられるもの以外を類別すれば次のようになる。

- [a] 部の設置……………(1)(9)
- [b] 屯倉の設置……………(23)(24)
- [c] 東漢直との関係……(3)(6)(7)
- [d] 新羅征討……………(4)(26)
- [e] 平群氏討伐……………(12)(13)
- [f] 任那四県割讓……………(20)

[e]の平群氏討伐説話は『記』では清寧条に見え、意祁・袁祁二王が平群臣の祖志昆を誅したことになる。『紀』では、国政を専擅して日本に王たらんとした大臣平群真鳥を誅したことにより、大伴金村が最大の実権者となったという筋書きであり、金村が擁立・補佐した武烈は「悪帝」である。平群氏が国政を専擅したと伝えられるほどの権力を当時有していたか否かは別としても(考古学の方からは否定的な考えが提出されている、辰巳和弘、1972年)、このような『紀』の記し方は、[f]任那四県割讓における金村の悪役の記述と同様、作為を想わせるものである。金村と「悪帝」武烈という関係については、大伴室屋と「太悪天皇」雄略との結びつきと類似すると言い得る。更に言えば、『記』は袁祁王が平群志昆と争った女を菟陀首等の女大魚とするのに対し、『紀』が武烈が平群鮪と物部麁鹿火大連の女影媛を争い、鮪を金村が殺し、影媛が鮪が殺されたことで嘆き悲しんだとしていることは、大伴氏と物部氏との対立を彷彿とさせるものであり、(27)の伝承と通ずるものと思われる。大伴氏による平群氏討伐は作為されたものとすべきであろう。

〔f〕の任那四郡割譲それ自体は、倭国による朝鮮南部任那の支配が考え難いことと関係して、史実とは見なし得ないものであることはいまや通説化していると言い得る。但し、百済が「四郡」を併合するに際して、大和政権に外交上の承認を求めたことはあり得ると思う。しかし、その承認が大伴金村の主導によるということについてはどうであろうか。「四郡割譲」の際に金村が百済から賂を受けたという噂があったとされていること、物部麁鹿火が百済の使者に「割譲」を許す旨を宣する使となったが、妻の諫に従って疾と称して宣使とならなかったと記されていることは、大伴氏を悪、物部氏を善としていることに他ならない。安閑はこの「割譲」に反対したとされているが、「割譲」の主犯たる金村と対立など全くしておらず、逆に、(23)(24)に見られるように、両者の関係は友好的である。これらからすれば、「割譲」を金村が主導したという所伝は、物部氏系による造作とみるべきではなかろうか。

〔d〕の新羅征討に大伴氏が関係していることは、大伴氏が軍事氏族であることから、当然ではあり、一定の史実に基づいた記述と言えなくもない。しかし、大伴氏にとっては決して名誉な所伝とは考え難い。(4)では大伴談と津麻呂とが戦死し、しかも内紛によって征討は失敗している。これがたとえ史実に基づいた記述であるとしても、このような不名誉な所伝が敢えて正史に記されたことに政治的意図を感じざるを得ないのである。(26)については、それ自体には問題がないとしても、任那を鎮め百済を救った大伴狭手彦が、(28)で天皇に七織帳のみを献じ、蘇我稲目には幾つもの珍宝等を送ったとあることは、問題であるように思う。七織帳が如何に珍宝であったとしても、天皇が狭手彦に高句麗を伐たせたと明記しているのであるから、高句麗で得た珍宝等は天皇に献ずるのが筋である。しかるに、稲目に多くの珍宝等を送っているのであるから、史実性は別として、『紀』の叙述上における不自然さを指摘せざるを得ないからである。

〔c〕東漢直との関係については、東漢氏が、蘇我氏に従属する以前に、大伴氏の配下にあつたことも考えられている(上田正昭、1966年)。しかし、(3)はこのことを示すものとは断定できないように思われる。渡来人の遷居を東漢掬に行わせるよう実権者とされる大伴室屋に詔するのは当然のことと言い得るからである。これに対し、(6)(7)は大伴氏と東漢氏とのつながりを示しているものの如くである。但し、(6)の場合も、雄略が室屋と掬だけに遺詔したと記されている理由が問われる。室屋が最高実権者であり、その配下に掬等東漢氏がいたことによると一応説明はできるであろう。しかし、東漢氏が大伴氏に従属していたのであれば、室屋にのみ遺詔すればよいと思われるのであり、殊更に掬も遺詔に与つ

たとする必要はないのではなかろうか。無論、室屋の方が格が上であるが、(6)では両者は並立の関係で遺詔されていると考えるべきではなかろうか。しかれば、室屋の場合は最高実権者として遺詔に与っているとみられるが、掬についてはどのような理由によると考えられるであろうか。雄略紀2年10月是月条に、「天皇、以心為師。誤殺人衆。天下誹謗言、太悪天皇也。唯所愛寵、史部身狭村主青・檜隈民使博徳等也。」とあり、渡来人身狭村主青や檜隈民使博徳等が愛寵されたことが特記されている。このことからすれば、雄略によって重く用いられた渡来人の代表として東漢掬が遺詔に関わっていると思われる。(7)は(6)を承けての記述であり、しかも室屋は掬に「宜従遺詔奉皇太子。」と言っているが、掬に星川皇子等を殺させたなどは記されていないのである。

〔b〕屯倉の設置の(23)は、〔a〕部の設置の(9)と目的を同じくする。いずれも天皇に子が無いことにより、天皇の名を後代に残すためにそれらを設置したとされている。しかし、(9)の場合は清寧の名を後世に伝えることになるとしても、(23)で后妃のために屯倉を立てることが安閑の名を残すことになる理由は不明である。また、(24)は三島竹村屯倉設置の説話であるが、安閑紀元年7月辛巳朔条の皇后春日山田皇女のために天皇が大河内直味張に良田を奉るよう宣したのに味張が欺誑いて献じなかったことの後日譚であり、(23)と一対をなすものである。后妃のために屯倉を設置するというのは、この安閑紀のみにみられる所伝である。安閑紀にはこれらの他、元年4月癸丑朔条に伊碁屯倉、元年閏12月是月条に武蔵の横渟屯倉等4つの屯倉、2年5月庚寅条に筑紫の穂波屯倉以下26の屯倉の設置が伝えられている。后妃のための屯倉設置の所伝は、このような安閑紀における屯倉設置記事の集中と関係するものではなかろうか。

〔a〕部の設置の(1)では藤原部を衣通郎姫の部(「名代」に当たるもの)としている。允恭紀で衣通郎姫が藤原宮に住んだとあること、応神記末尾の系譜で忍坂之大中津日売命の妹として見える藤原之琴節郎女が衣通郎姫と、「藤原」を共通にしており、「コトフシ」が「ソトホシ」と相似かよることから、衣通郎姫と藤原部との関係は、一見すれば、古くからのものようではある。しかし、7世紀前半の「天皇記」段階では衣通郎姫と藤原之琴節郎女とは別人であり、前者は允恭后忍坂大中姫の妹で応神皇女、後者は『新日本紀』所引「上宮記」一云系譜に見える踐坂(ホムサカ)大中比弥王の妹で垂仁皇子嘗津別王の孫として位置付けられており、『記』『紀』編纂段階において、継体の父方の祖が嘗津別王から応神に変更されるとともに、踐坂大中比弥王に代わって忍坂大中姫が位置付けられたと考えられる(黒田、1990年a)。このような系譜の変改によって、衣通郎姫が「藤原」と

関係する（藤原之琴節郎女と一致する）ことになったとみられるのである。藤原部が実際に存在し、また、忍坂大中姫の妹として藤原之琴節郎女が位置付けられているにもかかわらず、允恭記には、「為太后御名代定刑部、為太后之弟田井中比売御名代定河部也。」とあっても、藤原部の設置が記されていないことも、不審の材料となるが、ともかく、衣通郎姫のために藤原部を置いたという伝承は、7世紀後半以降に造作されたものと解されるのである。

(9)の白髪部の設置については(19)継体紀元年2月庚子条の大伴金村の奏言にも、「白髪天皇無嗣、遣臣祖父大伴大連室屋、每州安置三種白髪部、言三種者、一白髪部舍人、二白髪部供膳、三白髪部鞠負也。以留後世之名。」とあり、室屋との関係を伝えている。これに対して『記』では、清寧条に、「此天皇無皇后、亦無御子。故御名代定白髪部。」とある一方、雄略条にも、「為白髪太子之御名代、定白髪部。」とあって、白髪部設置についての二説を伝えるが、いずれの場合にも室屋や大伴氏などとの関係は記されていない。このことは、室屋が白髪部の設置に関係したという『紀』の所伝の本来性を疑わしめるものであろう。

ところで、(1)と(9)の所伝には共通するところがある。一つは、言うまでもないことであるが、大伴室屋が関係していること、二つは衣通郎女が雄略の生母忍坂大中姫の妹であり、清寧は雄略皇子であって、いずれも雄略と関係する者の部であること、三つは衣通郎姫・清寧ともに子が無い、もしくは子が伝えられていないことである。三つ目の事項については(23)(24)の屯倉の設置と相通するものであることは言うまでもないが、清寧・安閑という子の無い天皇のために部や屯倉の設置を行っていることは示唆的である。しかも、安閑紀2年4月丁丑朔条に、大伴氏との関係は記されていないが、勾舍人部・勾鞠部が置かれたとあることは、(9)の白髪部舍人・白髪部膳夫・白髪部鞠負を置いたという記事との関係を想わせる。(1)(9)(23)(24)は、子の無い天皇・后妃のために大伴氏が部や屯倉を設置したという造作に基づく一連の説話ではなかろうか。この造作の際に清寧と衣通郎姫とに関係することになったのは、それらが室屋が最高実権者とされている時の天皇雄略の縁者として位置付けられていることによることも考えられる。また、「三種白髪部」の設置は、安閑に関わる勾舍人部・勾鞠部を基に作為されたものではなかろうか。

以上のように、宣化紀以前の大伴氏に関係する伝承で、朝廷の第一人者とされていることから名が出ているに過ぎないとみられるもの以外は、史実とはみられないもの、ないしはそこまでは断定し得ないが、作為性を多分に有するものがほとんどと思われる。大伴氏が宣化朝以前において最大の実力を有するような存在であったのであれ

ば、上述のような作為などは必要がなかったのではなかろうか。物部氏関係の所伝よりは豊富で、また、史実性も大きいとは言いが得るが、宣化紀以前については、物部氏の場合と状況が通ずるところがある（物部氏の伝承については黒田、1981年、1984年、1989年、1993年で検討した）。欽明紀以降の所伝に見られる蘇我氏との関係と同様に、それ以前も大伴氏は蘇我氏とつながっていたとすべきではないかと思う。

II 「大連」の実態

「大臣」は「オホオミ」と訓まれる臣姓氏族の代表者の身分的呼称や官ではなく、「マヘツキミ」と呼ばれる有力者たちの長で「オホマヘツキミ」と訓まれるものである。従って、「大連」は「オホムラジ」と訓まれるべきものであるとしても、この訓みから短絡的に連姓氏族の代表者と考えることにも問題があると思う。大連を大臣と並ぶ執政官とする通説は、『紀』における大臣・大連任官記事と、「大臣」を「オホオミ」と訓むことに立脚しているのであろう。しかし、いずれも成立し難い論拠であることは最早明らかである。「大連」は、連姓との関係や、それに任じられた氏族との関係よりも、何よりも先ず「大連」そのものの職掌を表す史料に注目しなければならぬのではなかろうか。

「大連」の職掌を表す国内史料は『令義解』（『令集解』も）職員令諸陵司条の「土部十人。掌贊相凶礼。」を解した、謂。凶礼者、送終之礼。即土師宿禰年位高進者為大連、其次為少連。並紫衣刀劍。（下略）という記述だけのようである。

この記述から、令制下で土師氏の長老・高位者が大連・少連として、喪送儀礼に関わったことが知られる。土師氏が喪礼に関係する氏族であったことにより、大連・少連が喪礼に関係する職になったとみるよりは、「為大連」「為少連」とあることからすれば、元より大連・少連が喪礼に関係するものであり、土師氏がその職掌により、大連・少連になったと考えるべきであろう。

そこで注目されるのは、『礼記』卷十二雜記下廿一の、孔子曰、少連・大連善居喪。三日不怠、三月不解、期悲哀、三年憂。東夷之子也。

という記載である。『令義解』に見える我が大連・少連は職名的であり、『礼記』の方は人名であるという相違はあるが、いずれも喪に関係していることにおいて共通性があるからである。あるいは、土師氏の年位高進者は、喪礼の際に臨時官たる大連・少連に任じられたわけではなく、『礼記』の大連・少連に擬せられたということも考えられる。いずれにしても、このような共通性は、『礼記』の伝承に基づいて、喪礼に大連・少連が関係することに

なったことを示すと思われる。

問題は、大連・少連が喪礼に関わるものとして我が国に導入された時期についてである。継体朝に五経博士が百濟から派遣されているので、6世紀前半には『礼記』が伝来していたことが想定されること、6世紀前後の「人制」（直木孝次郎、1958年）が『周礼』に見える「酒人」等を基にして成立したと考えられる（角林文雄、1979年）ことからすれば、この頃に『礼記』に見える「東夷之子」である大連・少連の故事に基づいて、大連・少連に擬したものを喪礼に関わらせることが始まったとみることができるのではなかろうか。これは殯が行われるようになった（和田萃、1969年）こととも関係するものであろう。「大連」が執政官の称でもあったのであれば、二種類の全く性格を異にする大連が同時期に存在したことになるが、このようなことは考え難い。「大連」は、それが執政官であったことを直接示す史料が見当たらないことからして、元より喪礼に関わるものであった可能性の方が大きいとみられる。雄略紀及び継体紀～欽明紀に大伴・物部両氏から大連が任じられたことが記されていることは、この大連・少連に対応すると言えないであろうか。しかれば、大伴・物部両氏が喪礼に関係していたか否かが問われることになる。

物部氏が呪術的であることは、魂振の呪術を伝えること、同族に巫連等がある（『新撰姓氏録』右京神別上・山城国神別・摂津国神別、『先代旧事本紀』天孫本紀）ことによって明らかである。魂振は死者を蘇生させる呪術であるから、喪礼と関係すると言い得る。また、物部が令制下で刑部省囚獄司や衛門府等に属して死刑執行を果たしている（『令義解』職員令囚獄司条・衛門府条・獄令徒流囚条、『延喜式』刑部省条・囚獄司条）ことも、喪礼との関係でとらえることができるように思われる。

これに対して、大伴氏は、同族にも祭祀・呪術や喪礼に関係する氏族が伝えられず、呪術的色彩は希薄である。しかし、神武紀即位前戊午年9月条に、

時勅道臣命、今以高皇産靈尊、朕親作顕斎。（注略）用汝為斎主、授以嚴媛之号。

とあることは、大伴氏と祭祀との関係を示すものである。しかも、高皇産靈尊の霊を神武に憑依させる儀式（日本古典文学大系『日本書紀』上頭注、坂本太郎執筆）に大伴氏の祖道臣命が斎主とされたと言うのである。物部氏の魂振は死者を蘇えらせて他人に憑依させることを意味すると思われる。霊を憑依させるということにおいては、道臣命は物部氏と共通性を有していることになるのではなかろうか。喪送の儀礼には死者を葬るだけでなく、その靈魂を神として祀る要素もあることからすれば、両者の共通性は尚更のことになると思う。

大伴氏については必ずしも喪礼との関係は明瞭という

わけではないが、大連になったと伝えられる氏族と喪礼との関係は一定指摘し得ると思われる。物部氏は和珥氏の下で、大伴氏は蘇我氏の下で、大連や少連として喪礼・殯に関与したと考えられる。

III 大臣・大連関係記事をめぐって

嘗て指摘したように、『紀』における大臣・大連の位置付けは、蘇我氏の稲目・馬子・蝦夷・麻呂・連・赤兄六人の大臣を基として、かなり計画的になされているようである（黒田、1983年）。本節では、5世紀中葉～6世紀中葉の政治過程を踏まえて（黒田、1984年b、1990年b）、大臣・大連関係記事をどのようにとらえるべきであるかということについて、考えられるところを述べることにしたい。

取り敢えず、大臣・大連叙任記事をまとめると、次の通りである。

(1) 雄略紀安康3年11月甲子条

天皇命有司、設壇於泊瀬朝倉即天皇位。遂定宮焉。以平群臣真鳥為大臣、以大伴連守屋・物部連麁鹿火為大連。

(2) 清寧紀元年正月壬子条

命有司、設壇場於磐余甕栗陟天皇位。遂定宮焉。…以大伴室屋大連為大連、平群真鳥大臣為大臣、並如故。臣連伴造等各依職位焉。

(3) 武烈紀仁賢11年12月条

於是太子命有司設壇場於泊瀬列城、陟天皇位。遂定都焉。是日、以大伴金村連為大連。

(4) 継体紀元年2月甲午条

是日即天皇位。以大伴金村大連為大連、巨勢男人大臣為大臣、物部麁鹿火大連為大連、並如故。是以大臣・大連等各依職位焉。

(5) 安閑紀継体25年2月丁未条

男大迹天皇立大兄為天皇。即日男大迹天皇崩。是月、以大伴金村大連為大連、物部麁鹿火大連為大連、並如故。

(6) 宣化紀元年2月壬申朔条

以大伴金村大連為大連、物部麁鹿火大連為大連、並如故。又以蘇我稻目宿禰為大臣、阿倍大（火）麻呂臣為大夫。

(7) 欽明紀宣化4年12月甲申条

天国排開広庭皇子、即天皇位。時年若干。……大伴金村大連・物部尾輿大連為大連、及蘇我稻目宿禰大臣為大臣、並如故。

(8) 敏達紀元年4月庚戌条

皇太子即天皇位。……是月、宮于百濟大井。以物部

弓削守屋大連為大連，如故。以蘇我馬子宿禰為大臣。
(9)用明紀敏達 14 年 9 月戊午条

天皇即天皇位。宮於磐余，名曰池辺双槻宮。以蘇我馬子宿禰為大臣，物部弓削守屋〔大〕連為大連，並如故。

以上の他、顕宗紀・仁賢紀には叙任記事は見えないが、顕宗紀元年正月己巳朔条に、大臣・大連等の奏言に従って顕宗が即位したこと、武烈紀即位前条に仁賢の死没段階（仁賢 11 年 8 月）で平群真鳥が大臣であったことが記され、武烈紀 3 年 11 月条に大伴室屋大連に、信濃国男丁を發して水派邑に城像を作れと詔したことが見える。これらからすれば、顕宗・仁賢両朝では、清寧朝と同様に、平群真鳥は大臣、大伴室屋は大連であったと『紀』が主張しているとすべきであろう。また、武烈紀即位前条に「物部麁鹿火大連」という表現が見えることからすれば、仁賢朝で物部麁鹿火が大連であったとされていると考えられるであろう。尚、「如故」という表現は前朝から大臣や大連であったことを示すものであることは言うまでもない。その他、雄略紀～用明紀では、安閑紀元年 3 月戊子条に物部木蓮子大連が安閑妃宅媛の父として見え、敏達紀 12 年是歳条では物部贄子が「大連」が付されるかたちでも現れている。

雄略朝でのこととして、大臣・大連の叙任記事が初めて『紀』に現れる。「大臣」「大連」なる職名ないしそれに準ずるものの存否は別として、和珥氏・葛城氏という大和政権の二大構成氏族が衰退あるいは没落し、王権の強大化が実現されたとみられる雄略朝において、初めて大臣・大連が任じられた如くに『紀』に記されていることは、それなりに根拠があると言すべきであろう。律令貴族が雄略朝を画期としてとらえていたと考えられる（岸俊男，1984 年）こととも、大臣・大連叙任記事の初出は関係するものであろう。また、葛城氏が雄略によって播殺される以前に大臣であったかの如くに、その名に「大臣」が付されていることも、葛城氏が大きな勢力を有していたことからして、当然の表現と言い得ると思う。

これに対して、平群真鳥は、『紀』の記述に従えば、葛城氏没落直後の雄略朝から仁賢朝にかけて大臣であったことになるが、実際はそうではなかった。顕宗・仁賢両朝に真鳥の名が見えないのみならず、真鳥の子とされる鮪が『記』では顕宗即位前の段階で顕宗・仁賢に滅ぼされている。『記』の所伝の方がより本来的とみられる（黒田，1990 年 b）ことからすれば、真鳥なる名の人物は実在したとしても、雄略・清寧両朝の「大臣」などと表現されるような存在ではなかったと思われる。真鳥は、鮪が武烈と同世代の者として位置付けられたことに伴って、雄略～仁賢朝の大臣とされたのであろう。『紀』では「悪

帝」たる武烈のために大伴金村が平群鮪を、次いで真鳥を誅殺したということになるのであるが、鮪が武烈と同世代の存在とされたことはこのことと関係するのではなからうか。すなわち、大伴氏が平群氏討伐に関わったとするだけであるならば、その時期を変更する必要はないのであるから、金村が「悪帝」武烈を擁立したとするために、鮪（また真鳥）誅殺を武烈即位前のこととして位置付けたとみられるのである。しかし、大臣叙任記事が見られる雄略・清寧両朝において、平群氏がつながりを主張する葛城北部の勢力が有力構成者であったことは充分推測される。その勢力が「平群」氏とされ、また大臣であったとされることもそれなりの正当性があると言い得る。平群氏が祖として位置付ける者が雄略・清寧朝で「大臣」的存在であり、清寧の死後、それが仁賢・顕宗方によって倒されたというのが本来的所伝であった（黒田，1990 年 b）が、その討伐が武烈即位前に移されたことにより、顕宗・仁賢両朝でも大臣であったというような記述になったと考えられる。

許勢男人は継体・安閑両朝とともに、それ以前の清寧一飯豊と仁賢・顕宗との対立期の後者方、仁賢と顕宗との対立期の仁賢方、及び武烈朝の有力構成氏族であったとみられる（黒田，1984 年 b，1990 年 b）。『紀』に顕宗・仁賢両朝で許勢氏が大臣として現れていないのは、その時期に平群真鳥が大臣であったかのように記されていることと関係すると思われる。

蘇我氏が宣化朝以降に「大臣」として現れていることについてはまず問題はないとみられるので、雄略紀以後の「大臣」関係記事には、その時代的位置付けが変改されているものがあり、また、人名についても必ずしも正確でないものもあるが、大筋ではそれなりの根拠があると考えられるのである。

大臣に対して、大連として大伴・物部両氏が雄略紀以降に現れていることについてはどうか。

雄略紀に多種の部の設置が見えることからすれば、大伴氏が初めて大連に任じられたと伝えられている雄略朝にはトモ制が形成されたことがほぼ承認される。この段階で天皇（大王）の親衛を一つの重要な職掌とする大伴氏が次第に有力化したであろうことも推測に難くない。しかし、この時期より前についてはもとより、これ以後欽明朝初頭に至るまでの大伴氏関係の所伝には大伴氏独自のそれが全くないと言い得る程であることは、I 節で述べたところである。それにもかかわらず、『紀』に雄略朝～欽明朝初頭の朝廷第一人者として室屋と金村が記されていることにはそれなりの理由がある筈と思われる。

大伴氏は、『記』『紀』編纂段階たる天武朝から元明朝にかけて、御行が大納言、安麻呂が中納言・大納言、旅人が中納言という要職にあったが、このことと室屋・金

村が第一人者として現れていることとは関係するのだろうか。物部氏については、その後裔石上麻呂が中納言→大納言→右大臣→左大臣となっていることから、『紀』編纂段階での状況の反映を想定することは可能である。しかし、大伴氏は要職にあったとはいえ、その上に阿倍御主人や石上麻呂・藤原不比等等が存在していたのであるから、大伴氏の主張によって、第一人者として『紀』に現れることになったとは考えられないように思う。大伴氏が、「悪帝」武烈を擁立したり、「任那四県割讓」を行ったという「悪役」で現れていることを勘案すれば、尚更のことであろう。

蘇我氏が雄略朝頃に百済から渡来した氏族(門脇禎二, 1971年)であるか否かはともかく、葛城氏没落後、雄略朝頃に大和政権の有力構成氏族であったとすれば、蘇我馬子と厩戸皇子とが議して録したと伝えられる「天皇記」や「国記」にはそのことが記されていたと考えるべきであろう。たとえ最有力者でなかったとしても、そうであった如くに記述したと思われる。この蘇我氏と密接な関係にあったとみられるのが大伴氏であり、雄略朝や清寧朝の有力氏族として『紀』に現れているのが平群・大伴両氏と、和珥氏と密接な関係にあったと考えられる物部氏であり、中でも大伴氏が大きな役割を果たしていることからすれば、本来蘇我氏が雄略朝等での第一人者として記録されていたものが大伴氏に変更されたという想定も可能ではなかろうか。このような変改の理由としては、天武につながる皇統の「始祖王」と言うべき継体の擁立者、及びこの継体と母系でつながりを有する雄略・清寧の有力支持勢力から蘇我氏を除外することによって、蘇我氏の役割を小さく見せようとしたことが考えられる。

蘇我氏に替って、それに従属する位置にあった大伴氏が朝廷の第一人者として記述されることになったが、しかし、雄略朝では新羅征討に失敗し、仁賢没後に「悪帝」武烈を擁立し、継体朝では百済への「任那四県割讓」によって「任那滅亡」の原因を作ったという否定的役割を負わされたのである。ここには、また、大伴金村と物部麴鹿火の女影媛(武烈紀)、金村と麴鹿火(継体紀)、という大伴氏と物部氏との対立・不和が表されていることは前述の通りである。

蘇我氏に替って大伴氏が第一人者として記述されたとすれば、蘇我稲目が宣化朝で大臣に任じられたことが記されているにもかかわらず、大伴金村の「没落」が次代の欽明朝のこととして『紀』に位置付けられていることについてはどのように考えられるであろうか。蘇我氏と大伴氏との関係からすれば、稲目が欽明朝で初めて大臣に任じられたとすることや、逆に金村が宣化朝で「失脚」した如くに記すことも可能であった筈であるにもかかわらず、宣化朝で両者が執政官として相並んだとしている

理由についてである。継体朝の大臣として現れる許勢氏が安閑を支持したことでいったん勢力を失うことになったとみられる(黒田, 1984年b)ことから、稲目が宣化朝で大臣となったという記述は自然と思われる。蘇我氏と大伴氏の並立は、金村を欽明朝まで執政官であったとしなければならない事情があったことによるとみるべきではなかろうか。

金村の「任那四県割讓」に対する批判が欽明朝になって噴出したという伝承は、それを原因として任那の幾つかの国の離反を招き、欽明朝において任那全体が新羅に併合されたということと関係するとみられるかもしれない。しかし、金村に対する批判は欽明紀元年9月己卯条の天皇の「幾許軍卒、伐得新羅。」という問いに対する物部尾奥等の奏でなされているのであるが、その前月条には、「高麗・百済・新羅・任那、並遣使献、並修貢職。」と記されているのであるから、天皇の問いは唐突の感を与えることは否めない。このような問いは、むしろ、宣化紀2年10月壬辰朔条の、「天皇、以新羅寇於任那、詔大伴金村大連、遣其子磐与狭手彦、以助任那。」というような、新羅が任那を寇したという記述の部分にかけられている方が相応しいのではなかろうか。また、金村失脚後に任那が滅んだとするよりは、任那滅亡によって金村が失脚したとする方が、より合理的であろう。後者については、蘇我氏の親百済政策が任那滅亡という事態を招いたという『紀』編者の作為(黒田, 1981年)との関係で、金村主導下で任那が滅亡したという記述がなされなかったと考えることができる。金村の没落は、結局のところ、対外的に親百済政策を取るものが大伴氏から蘇我氏に替ったということである。従って、欽明朝初年に金村が過去の行為を批判されて失脚したことが史実であるならば別であるが、造作とみられることからすれば、新羅が問題を起こした段階で金村批判が展開されたとするのが自然であり、継体紀以後で初めて新羅が任那を寇するという問題を起こしたことを記す宣化紀2年10月条の直後に記されていて然るべきであると思われる。磐井は新羅の貨略を受けてかねてから計画していた反乱を起こしたと記されているが、物部尾奥等の金村批判で「任那四県割讓」を新羅の積年の怨みの原因としていることからすれば、磐井に新羅が反乱を起こさせたことも「四県割讓」と関係するのであり、このような失政に対する批判は継体の死の直後にかけてされるべきものでもあろう。金村の没落が欽明朝のこととされているのは、朝鮮関係の問題によると考えるべきではないのではなかろうか。嘗て指摘したような、蘇我稲目が大臣に任じられるのが、蘇我韓子宿禰が雄略朝に現れてから七代目の宣化朝においてのことなどとの関係が想定される。すなわち、大伴長徳が孝徳朝で右大臣となったことから、七代溯らせて

欽明朝で金村が没落したように位置付けたのではないかと思われるのである。

物部氏が朝廷の第一人者の如く現れるのは金村の没落からであるが、しかし、それは蘇我氏と対抗するかたちのみである（黒田、1981年）。ともかく、欽明・敏達・用明三朝で物部氏は蘇我氏に対抗し得る勢力として『紀』に描かれている。具体的に大連として連続して現れるのは継体紀からであるが、麁鹿火は、継体紀の大連叙任記事で「如故」とされるのみならず、武烈紀即位前条で大連として記されている。従って、少なくとも仁賢朝～用明朝に物部氏が大連を連続して出していたと『紀』が主張していることになる。麁鹿火より前に、雄略朝において、目が大連に叙任されているが、大連目の行動としては、元年3月条の雄略に春日大娘を皇女として認めさせ、童女君を妃とさせたこと、13年3月条の采女山部小嶋子を奸した菟田根命を責譏したこと以外に知られない。清寧紀には物部氏が大連になったという記述はないのであるから、『紀』が目の後、麁鹿火が大連になるまで、物部氏が大連でない「空白期間」があったとしていることは確かである。

物部目が、雄略朝で、大伴室屋とともに大連に任じられたとされていることはどのような理由によると考えられるであろうか。大伴氏が蘇我氏に替って第一人者の如く現れていることとは事情を異にするであろう。和珥氏は当時勢力を失っていたのであるから、和珥氏に替って物部氏が登場しているとは見なし難いからである。春日大娘を皇女、童女君を皇妃とすることに物部目が大きな役割をはたしていることからすれば、本来雄略と関係を有していない二女を皇女・皇妃とするために、物部目が雄略朝の大連とされたことも考えられる。大伴氏（ひいては蘇我氏）との対抗関係によって雄略朝の大連とされたのであれば、清寧朝の大連を出したと伝えられていないことが理解し得なくなる。また、和珥氏出自の女を雄略妃・皇女とすることによって、物部氏が和珥氏との関係を逆にする意図を有していたことも推定できる。

麁鹿火が仁賢朝で大連であったように記されていることについては、和珥氏が仁賢の有力支持勢力であったとみられることから解釈し得るであろう。しかし、仁賢期に大連であったことが明記されていないことが問題として残される。これについての明確な回答は出せないが、仁賢朝で大連に任じられたと明記すれば、当然次の武烈朝でも大連となったと記さざるを得なくなるのであり、しからば、大伴金村とともに「悪帝」武烈の有力支持勢力であったということになる。このことが仁賢紀で大連叙任が記されなかった理由の一つとして想定できるのでなかろうか。また、清寧朝・顕宗朝で物部氏が大連を出したように記されていないのは、それらと仁賢朝とが

対抗関係にあったこととも関係するように思われる。ともかく麁鹿火は、明記されていないが、仁賢～宣化五朝の大連であったと『紀』に伝えられているということであるが、大伴室屋と金村もそれぞれ雄略～武烈、武烈～欽明の五朝で大連とされており、最初の「大臣」として伝えられる武内宿禰も『紀』で景行～仁徳の五朝に仕えたことになっている。また、麁鹿火以後に大連として『紀』に伝えられる物部氏のものには四人を数えるが、木蓮子は安閑記で大連と記され、尾輿は叙任記事は欽明紀に見えるだけであるが、「如故」とあるので宣化・欽明両朝の大連、守屋は尾輿の後用明朝までの大連、贅子は敏達紀に大連とも記されており、これら四人が、互いに重複、あるいは麁鹿火と重複しながら、安閑～用明五朝で大連として現れているということになる。大連については「五」という数と関係が深いと言わざるを得ず、作為性を感じさせるものであるが、これは武内宿禰との関係を考えるべきであろう。麁鹿火を仁賢朝以降五朝の大連とするのは、この「五」という数との関係の方をより重視すべきものように思われる。

以上のように、雄略紀以降に現れる大臣・大連については、その実態はともかくとして、単なる有力者としてのみとらえた場合、それなりの根拠を以て各条に記されていると言えるようである。但し、大連の大伴氏は蘇我氏の替りとして、物部氏は和珥氏の替りとしてである。円大臣に先立って、武内宿禰大臣が景行～仁徳五朝に、物部十千根と伊苜弗が武内宿禰を挟むかたちで、それぞれ垂仁・履中到大連として仕えたとされる。この事情についてはどうであろうか。

履中紀2年10月条に、平群木菟宿禰・蘇賀満智宿禰・物部伊苜弗大連・円大使主が国事を執ったとある。平群・蘇我・物部・葛城四氏を履中朝の有力氏族としているとみられるが、それらは後に大臣・大連に叙任されたりそれとして現れる氏族であることから、その伏線として7世紀に付加された伝承とも考えられている（日本古典文学大系『日本書紀』上、頭注、笹山晴生執筆）。この伝承それ自体が後世的潤色が加えられたものであることは確かである。しかし、これらの四氏が履中紀に記されていることは、二つの意味で説明を要する問題が含まれているのではなかろうか。一つは履中紀に記されていること自体、いま一つはこれら四氏の組み合わせである。

四氏の組み合わせについては、雄略—飯豊とつながる平群・蘇我両氏と、履中—市辺押磐皇子—仁賢—武烈に關係する物部・葛城両氏とに分けられることに注目される。反正紀には和珥氏同族の大宅臣が皇妃二人を出したことが記されるのみ（反正記は和邇臣出自とする）、允恭紀では執政に關係するような記述はなく、葛城の玉田宿禰が誅されたこと、舍人中臣烏賊津使主が勅によって皇

後の妹姉を近江の坂田から召したこと、大伴室屋が弟姉のために藤原部を設置したことが目を引く記事であり、安康紀即位前条では木梨軽皇子が物部大前宿禰の家に匿れたが、大前宿禰の計略によってそこで自殺した（一本では安康記と同じく配流された、但し『記』では「大前小前宿禰大臣」とある）とある。木梨軽皇子が物部大前宿禰のもとへ匿れたという説話は、雄略即位前の眉輪王等が円大臣の家へ逃れたとする話と通ずる。異なるところは、円大臣が燔殺されているのに対し、大前宿禰は、同様に安康の軍勢によって家を囲まれながらも、そうではないということである。大前宿禰に関する説話は、物部氏によって安康に忠誠を尽くした者とされていると思われるが、本来は、葛城氏の場合と同様、和珥氏が弾圧を受けたというものであったと思う（黒田、1993年）。允恭紀～雄略紀には葛城・和珥両氏の没落の原因や経過を示す伝承に基づいた記述がなされているところがあると思われる。この両氏の没落後に平群・蘇我両氏による政治主導が行われたというのが『紀』の基となった伝承ではなかろうか。このようにみると、履中紀で平群木菟宿禰・蘇賀満智宿禰・物部伊苜弗大連・円大使主が国事を執ったと見えていることは自然な記述と言い得る。履中紀に四人の執政記事がかけられている事情の詳細は不明とせざるを得ないが、それらに先立つ武内宿禰が仁徳紀で姿を消していることとの関係は考えられる。あるいはまた、履中が平群・蘇我両氏も称する葛城系であり、その系統が和珥氏と密接な関係にあることと関係するのでもあろうか。

武内宿禰が初めて登場する景行紀の一代前の垂仁紀に物部十千根大連が見えることについてはどうか。十千根は、25年2月甲子条に阿倍臣遠祖武渟川別・和珥臣遠祖彦国葺・中臣連遠祖大鹿島・大伴連遠祖武日とともに「五大夫」の一人として（ここでは大鹿島と武日との間に物部連遠祖十千根と記される）神祇の祭祀を怠らぬように詔されたこと、26年8月庚辰条に出雲に派遣され出雲国の神宝を検校し掌ったこと、87年2月辛卯条で大中姫が石上の神宝を治めさせたことが見える。石上の神宝の管掌については、垂仁紀39年10月条に、「一云」として物部首の始祖春日臣の族市河が治めたことが注記されており、この注記の所伝の方が本来的と考えられる（黒田、1984年b）。出雲国の神宝を検校し掌ったという説話は、崇神紀60年7月己酉条に記されている出雲振根討伐説話の後日譚である。出雲振根討伐説話では物部氏の同族である矢田部造の遠祖武諸隅（一名大母隅）を出雲に派遣して武日照命が将来した神宝を献じさせたこととある。物部氏及びその同族が出雲の神宝に関係したというわけであるが、「五大夫」として現れている者の中では、天神が将来したとは言え、地方たる出雲に祭られている神の宮

に所蔵されていた神宝の管掌者としては十千根が最も相応しいと言い得るであろう。崇神紀では、7年8月己酉条と11月己卯条で、物部連祖伊香色雄が大物主神と倭大国魂神とを祭る時の神班物者となり、物部八十平瓮を祭神之物としたと記されている（崇神紀では天之八十毘羅訶を作り天神地祇の社を定めたこととある）。また、大田田根古を大物主神の祭主とし、市磯長尾市を倭大国魂神の祭主とすれば、必ず天下太平となるであろうと一貴人が誨えたという夢を、倭迹早神浅茅原目妙姫・伊勢麻績君とともに物部氏の同族徳積臣の遠祖大水口宿禰が見たと7年8月己酉条にある。これらの説話は物部氏が大物主神の祭祀に関わったとするものであり、物部氏と三輪氏との関係を示すものであることは言うまでもないが、和珥氏と大物主神や三輪氏との関係をこれらによって想定することができる。

崇神紀と垂仁紀には、神祇の祭祀及びそれに携わった氏族において、密接な関係が見られるわけであるが、両紀の登場者についても他に共通するところが見られる。崇神紀には伊香色雄の他、大彦命・武渟川別・吉備津彦・丹波道主命・五十狭芹彦命と和珥臣遠祖彦国葺とが有力者として記されていると言い得る。これらの中で『紀』が諸氏族の祖としているのは彦国葺と大彦命・武渟川別とであるが、彦国葺・武渟川別は垂仁紀で「五大夫」の中に見える。物部氏の遠祖も両紀で現れる人名は異なるが、「五大夫」の一人であるから、崇神紀に現れる中央有力氏族（の遠祖）が、垂仁紀でそのまま「大夫」として記されていることになる。垂仁紀ではこの三氏に中臣・大伴両氏の遠祖が加わっているだけのことであるから、崇神・垂仁両朝では阿倍・和珥・物部各氏の祖が有力者として活躍したと『紀』が記していることは明らかである。阿倍・和珥・物部三氏や阿倍・和珥・物部・中臣・大伴五氏が朝廷の中心を構成したと伝えられる時代は、和珥氏を小野氏や栗田氏等と、物部氏・中臣氏を石上氏・藤原氏とそれぞれ読み替えればともかく、それらの他に見当たらない。後世の作為によることは疑いが無いが、後世の朝廷内における権力者構成がそのまま架上されたとは単純に見なし難いのである。阿倍・和珥・物部三氏の祖の活躍が崇神紀にかけられ、阿倍・和珥・物部・中臣・大伴五氏の祖が「五大夫」として垂仁紀に記されていることについては、少々検討を要すると思われる。

和珥氏が崇神・垂仁両紀に現れているのは自然であるように思われる。「イリ」系王統は奈良盆地東南部を中心とする地域に本拠を有するものであるが、和珥氏系はその北方に本拠を置き、その墳墓群とみられる佐紀・盾列古墳群（岸俊男、1960年）は東南部の大和古墳群に続いて、4世紀後半に大王墓級の大古墳を営んでいる。佐紀・盾列古墳群と和珥氏との関係を否定する向きもあるが、

和珥氏が自氏の系統から大王が出ていたことを主張する系譜を造作していた(黒田, 1990年a, 1996年b, 1998年)こと, そのような系譜が何の根拠もなく作されたとは考え難いことからすれば, 和珥氏(の祖)と佐紀・盾列古墳群との関係, ひいては和珥氏が大王を出していたことは否定し得ないことと思う。和珥氏は4世紀中葉以前より大和政権の有力構成氏族であり, 4世紀中葉までの「イリ」王家の勢力が衰退したことによって, それに替って王を出すことになったのではなからうか。このように考えれば, 和珥氏の祖が崇神・垂仁両紀に現れていることが理解し得ると思う。

阿倍氏は欽明〜敏達段階の王統譜でヤマトタケルに始祖を結び, 「天皇記」段階で, 蘇我氏との関係によって孝元に始祖が結ばれることになったと考えられる(黒田, 1990年a)。また, 継体段階では多氏とつながる始祖系譜があり, 元来の始祖とみられるヌナカハミミが垂仁と同世代とされていたことも推定される(黒田, 1996年a)が, 大彦命とは結びついていなかった。このような系譜関係はともかくとしても, 阿倍氏は, 崇神・垂仁両紀以後では景行妃高田媛が阿倍氏木事の女とあるが, これは和珥氏系系譜の改変であり(黒田, 1997年a), その後宣化紀元年2月壬申朔条の大(火)麻呂まで現れない。崇神・垂仁両朝における阿倍氏の活躍説話は7世紀頃に成立したと考えるべきであろう。崇神紀の大彦命が北陸へ, 武渟川別が東海へそれぞれ派遣された記事は, 崇峻紀2年7月壬辰朔条の, 「遣近江臣満於東山道使, 観蝦夷国境。遣宋人臣鴈於東海道使, 観東方浜海諸国境。遣阿倍臣於北陸道使, 観越等諸国境。」と相似る。宋人臣は阿倍氏の同族であり(『新撰姓氏録』左京皇別上宋人朝臣条), 鴈は武渟川別に, 阿倍臣は大彦命にそれぞれ当たる。崇神紀では東山道・近江臣満に相当する者が欠けているが, 近江臣は武内宿禰後裔氏族であり, 阿倍氏系とは異なることと関係するのかもしれない。また, 武渟川別が吉備津彦とともに出雲振根を討伐していることは, 出雲勢力の制圧に阿倍氏が関係したことを示すとみられるが, それが崇神朝のこととして伝えられているのは, 大和政権による地方制圧伝承が『紀』において計画的に配置されていることからしても, 史実ではないことは言うまでもない。但し, 出雲討伐が崇神朝のこととされていることについては, 神宝や大神の祭祀が出雲討伐と関係していることからすれば, 大物主神や倭大国魂神の祭祀との関係によることが考えられる。

物部氏の遠祖が崇神・垂仁両朝で, とりわけ祭祀関係で, 重要な役割を果たしたように伝えられていることは, 和珥氏との関係で理解し得るであろう。和珥氏が大物主神や倭大国魂神の祭祀に関わり, 石上の神宝を管掌していたことが変改され, 物部氏の遠祖が行ったとさ

れたのである。石上の祭祀が, 大神・大倭と同じ大和地域のものであるにもかかわらず, 他と異なって, 崇神朝ではなく垂仁朝でのこととして伝えられているのであるが, このことについては石上の祭祀を五十瓊敷命から依頼された大中姫命との関係が考えられる。大中姫命は敏達皇子押坂彦人大兄皇子と関係する忍坂大中姫命の分身とみられるもので, 本来は「イリ」系とは異なる和珥氏と関係するオホタラシヒコ・ワカタラシヒコ等の姉妹として位置付けられていたと思われる者である(黒田, 1990年a)。和珥氏系に位置付けられる大中姫が石上の祭祀に関わったというのは自然であり, この大中姫が景行の妹, 垂仁皇女とされたことに伴って, 石上の祭祀伝承が垂仁朝のこととされたとみられる。しかし, 垂仁皇女であるならば, その説話が景行朝のこととされても矛盾はないので, いま少し説明を必要とする。

そこで注目すべきは垂仁紀における祭祀伝承である。垂仁紀25年3月丙申条に「一云」として長文の注記があるが, そこに天照大神の祭祀とともに倭大国魂神の祭祀が見える。[大]倭大神を誰に祭らせるかを中臣連遠祖探湯主が占ったという崇神紀には見えない伝承や, 崇神紀の淳名城入姫命が淳名城稚姫命になっているなど, 若干の相違はあるが, 基本的には崇神紀の所伝と同じものとなし得る。倭大国魂神の祭祀開始時期について二説が伝えられていることになる。また, 天照大神の祭祀については, 崇神紀6年条に豊鍬入姫命を祭主としたとあり, 垂仁紀25年3月丙申条本文には, 天照大神を豊鍬入姫命から離し倭姫命に託し, 倭姫は天照大神の鎮座場所を求め, 大神の教えに随って祠を伊勢国に立てた, とあるが, 注記では, 祭主が豊鍬入姫から倭姫に替ったことは見えず, 崇神紀で天照大神を倭笠縫邑に祭り磯堅城神籬を立てたとあるのと同じように, 磯城厳櫃之本に鎮座させたとする。しかも, 崇神紀6年条にせよ, 垂仁紀の注記にせよ, 天照大神は倭大国魂神と相並んで現れている。加えて, 倭姫が天照大神の鎮座地を求めて各地を巡るという伝承からすれば, 倭姫を天照大神の最初の祭主とする伝承があったこと, 天照大神の祭祀の時代的位置付けについても, 崇神朝と垂仁朝との二説があったことが推測される。倭姫は垂仁皇女として位置付けられているが, 崇神皇女と伝えられる千千衝倭姫命と同一人であり, 垂仁皇子として位置付けられていたヤマトタケルが景行皇子に変改されたことに伴い, ヤマトタケルの姨としてのつながりによって, 垂仁皇女として分立されたとみられる(黒田, 1990年a)。天照大神の祭主たる倭姫の位置付けの変更が, 天照大神や倭大国魂神の具体的な祭祀開始について崇神朝と垂仁朝という二説が生ずる原因となったと考えられる。石上の祭祀が垂仁朝に関わるものとされていることは, このような祭祀伝承の位置付けとも

関係すると思われる。

垂仁紀 25 年 2 月甲子条で武渟川別・彦国菴・十千根と大鹿島・武日の五人が有力者として登場していることについてはどのように考えられるであろうか。前三者は、必ずしも本人ではないにせよ、少なくとも同系統の者が崇神紀で活躍していることから、「大夫」として現れていることが理解できると言い得る。「五大夫」は神祇の祭祀について詔されていることから、中臣氏は天神祭祀に関係し、前述のように大伴氏は喪礼にも関係しているため、両氏の遠祖大鹿島・武日がともに記されているとも思われる。しかし、祭祀そのものについては、大伴氏よりも三輪氏の方がより相応しいのであり、垂仁紀 3 年 3 月条の注で三輪君大友主が見え、これが仲哀紀 9 年 2 月丁未明日条に「四大夫」の一人大三輪大友主君として記されているのであるから、この大友主が挙げられていて然るべきである。また、阿倍氏と神祇祭祀との関係を示す史料は無いに等しい。従って、この五人は他の事情によって記されたと考えらるべきである。

阿倍・和珥・中臣・物部・大伴各氏の遠祖という構成は、やはり和銅元(708)年 3 月から同 7 年 4 月までの、左大臣石上麻呂、右大臣藤原不比等、大納言大伴安麻呂、中納言阿倍宿奈麻呂・小野毛野、という太政官の構成を彷彿とさせる(尚、和銅元年 3 月から同 4 年 6 月まで中臣意美麻呂も中納言であったが、不比等と意美麻呂は中臣氏系として一括できる)。しかし、この構成が架上されたという想定も問題なしとはし得ない。和珥氏の遠祖を垂仁朝の有力者とする記述は、前述のように、史実を一定反映していると言い得るからである。また、阿倍氏の遠祖が垂仁朝の有力者の一人であったとされていることも、『記』『紀』編纂段階における造作とは必ずしも言い難い。崇神紀では大彦命が北陸、武渟川別が東海、吉備津彦が西道、丹波道主が丹波にそれぞれ派遣されたところがあるが、『記』では崇神朝のこととして西道派遣が見えず、孝靈条に、大吉備津日子命と若建吉備津日子命とが針間を道口として吉備国を平定したとある。『記』『紀』両書で所伝が微妙に食い違っているものであり、このことは所謂「四道将軍」派遣伝承がそれらの編纂段階で造作されたものではなく、それよりも古い時代でなされていたことを示唆するのであり、従って、「四道将軍」の一人武渟川別が垂仁朝の有力者とされたことも『記』『紀』よりも溯ると思われるのである(黒田, 1997 年 b)。垂仁紀の「五大夫」で『紀』編纂過程で架上されたのは中臣・物部・大伴各氏の遠祖とされる者ではなかったであろうか。垂仁紀の「五大夫」記事自体は史実ではあり得ないが、和珥氏がその頃の大和政権の有力構成者であったという伝承に基づき、既に形成されていた阿倍氏の伝承と、藤原・石上・大伴各氏による遠祖名の架上によって成立し

たと考えられる。

武内宿禰が仕えたという景行・成務・仲哀・応神・仁徳は『記』『紀』では五世代に亘っているが、景行は作為された存在であるオホタラシヒコと〔ホムタノ〕オシロワケとが合体された者、成務はオホタラシヒコの弟として造作された者、仲哀はヤマトタケルの子として造作された者、応神と仁徳はともに〔ホムタノ〕オシロワケから分立された者であり、オホタラシヒコは履中等の祖父、ワカタラシヒコとタラシナカツヒコはオホタラシヒコと同世代、〔ホムタノ〕オシロワケは履中等の父として位置付けられていたとみられる(黒田, 1990 年 a, 1998 年)。これらの中では〔ホムタノ〕オシロワケのみが実在の大王名の如くであることからすれば、武内宿禰は元来「ワケ」系の最初の大王たるオシロワケの近臣として伝えられていたのではないかと思う。

ついでながら、大臣・大連には関係しないが、仲哀紀 9 年 2 月条に中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽津連・大伴武以連の「四大夫」が、仲哀没後、百寮を領して宮中を守ったとあることについて少し述べておこう。ここに四氏が登場していることについては二～三の推測が可能である。一つは後世の太政官構成との関係である。持統朝で大伴御行が大納言、三輪高市麻呂が中納言であり、石上麻呂・藤原不比等も中納言になっていた可能性があるため、これとの関係を想定することであるが、高市麻呂と麻呂・不比等とは同時期中納言になっていたわけではないので、問題がある。むしろ、天武紀朱鳥元年 9 月乙丑条で石上麻呂・大三輪高市麻呂・大伴安麻呂・藤原大嶋がそれぞれ法官事・理官事・大蔵事・兵政官事を誅していることとの関係を考える方が、仲哀没後ということとの関係でも、良さそうである。これによれば、同じ乙丑条で大政官事を誅している布勢御主人は、「四大夫」とともに登場する大臣武内宿禰に対応する如くであり、また、仲哀の後に摂政したという神功と持統とが対応するようにみられる。いま一つは、仲哀の死との関係のみでとらえることである。中臣氏は天神を祀る氏族、〔大〕三輪氏は地祇の代表格たる三輪神を祀る氏族であるが、仲哀を結果的に死に至らしめた神として挙げられているのは五十鈴宮の神と事代主尊であり、前者と中臣氏が関係し、後者が祭られる葛城の賀茂に関わる賀茂(鴨)君は〔大〕三輪氏の同族である。物部氏が祭祀に関係したことは崇神記・紀の三輪神・大倭神の祭祀伝承で明らかであり、中臣・〔大〕三輪・物部三氏についてはこのような祭祀との関係でとらえることができる。また、大伴氏については大王護衛の中心氏族であったこと等が想定される。いずれも可能性のある想定と思われるが、どちらも断じ難い。両者あいまって仲哀紀の記述になったとみては如何であろうか。

『記』『紀』以前の伝承では、武内宿禰が実権者として現れる前には、「イリ」王統段階で和珥氏が有力者として位置付けられていたことが推測され、それは史実に基づいたものであったと思われる。武内宿禰自体は伝説的存在であり、また、元来葛城系ではなく和珥氏系とみる方が良いと思われる（黒田，1995年）が、いずれの系統としても、葛城・和珥両氏に関係する履中・反正の父オシロワケに仕えた有力者の象徴ということでは一定の史実を反映するものと考えられる。履中朝の四人の執政者もそれぞれの名や四氏の組み合わせに作為が認められるとしても、当時の大和政権の有力氏が葛城・和珥両氏であったことを核としたものである。雄略紀よりも前に現れる大臣・大連も、人名や説話は伝説の域を脱するものではないが、雄略紀以降と同様に、全てが造作に基づくわけではなく、一定の史実を拠り所としていると考えられるのである。但し、武内宿禰が「大臣」として現れるのに対し、和珥氏系に位置付けられている者が「大臣」と記されていないことは、皇極朝までに大臣として伝えられる者全てが葛城系であることと共通するものであり、蘇我氏等による作為の結果とみられる。また、崇神紀や允恭紀などではなく、垂仁紀と履中紀とに物部十千根・伊菟弗がそれぞれ大連として記されていることについては、武内宿禰が景行朝～仁徳朝で大臣であったとされていることと関係するようと思われる。

む す び

以上、「大臣・大連制」批判補論として、大伴氏の伝承、「大連」の実態、及び『紀』における大臣・大連の位置付けという三題について述べてきた。結論は次の通りである。

a. 大伴氏の『紀』に見える伝承は、欽明条の所謂「金村失脚」以後の多くは大伴氏の家記の如きものに基づくと考えて差し支えないようであるが、宣化条以前の記述には大伴氏独自の所伝とみられるものがほとんど

無く、欽明朝以後と同様、それ以前においても大伴氏は蘇我氏と関係を有していた（蘇我氏配下にあった）ことが想定し得る。大伴氏が大きな勢力を有するようになるのは、通説（『紀』の記述）とは逆に「金村失脚」後と考えるべきである。

- b. 「大連」は、律令制下の大連・少連と同様、『礼記』の「東夷之子」少連・大連の故事に基づいたもので、喪礼に関係するものであったとみられる。その成立は継体朝における百濟からの五経博士派遣以後で、殯の儀礼の成立とも関係するようと思われる。大連が大伴・物部両氏から出ていることは、両氏がそれぞれ蘇我氏・和珥氏二大氏族の配下にあったことと関係すると考えられる。
- c. 武烈条以前に現われる大臣・大連は、その人名等には改作や作為がなされてはいるものの、当該時期に勢力・権力を有していた氏族の状況が反映されていると思われる。但し、物部氏は全てではないが和珥氏の替りに記されているところがあり、雄略～継体紀の大伴氏はほとんどは蘇我氏の替りに記されているか、物部氏との対立関係で悪役的存在として現れているとみられる。

大伴氏が『紀』で、物部氏と比して、悪役的役割を担わされていることについては、『紀』編纂段階で安麻呂が中納言・大納言という要職にあったのであるから、その上に物部氏の後裔石上麻呂が右大臣・左大臣として存在していたにしても、その理由が考えられなければならない。蘇我氏配下にあったことを理由の一つと考えることができるとしても、壬申の乱における大伴氏の果たした役割だけからみても、それだけでは充分と言い得ないことは明らかである。現存する『日本書紀』が養老4（720）年5月に撰上された「日本紀」と考えられるか否かというような問題も含めて、検討しなければならないように思われる。本稿ではその準備も余裕も無い。他日を期することにしたい。

参考文献

上田正昭

『大和朝廷』（角川書店、1966年）

角林文雄

「武烈～欽明朝の再検討」（『史学雑誌』88-11, 1979年, 『日本古代の政治と経済』に再録, 吉川弘文館, 1989年）

門脇禎二

「蘇我氏の出自について—百済の木笏滿致と蘇我滿智—」（『日本のなかの朝鮮文化』12, 1971年）

岸 俊男

「ワニ氏に関する基礎的考察」（『律令国家の基礎構造』所収, 吉川弘文館, 1960年, 『日本古代政治史研究』に再録, 塙書房, 1966年）

「画期としての雄略朝—稻荷山鉄剣付考—」（『日本政治社会史研究』上巻所収, 塙書房, 1984年, 『日本古代文物の研究』に再録, 塙書房, 1988年）

黒田達也

「『崇仏論争』についての一試論」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』15, 1981年）

「日本古代の『大臣』についての一試考」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』17, 1983年）

「天武朝の官制についての一考察—納言を中心として—」（『日本政治社会史研究』上巻所収, 塙書房, 1984年a）

「蘇我政権成立前史の一研究」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』18, 1984年b）

「朝鮮三国の官制と倭国の官制」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』19, 1985年）

「六世紀中葉前後の倭政権の権力体制—大王家・蘇我氏・和珥氏と藤ノ木古墳の被葬者をめぐって—」（『社会科学』10, 1989年）

『古代の天皇と系譜』（校倉書房, 1990年a）

「后妃伝承をめぐって—五世紀中葉～六世紀中葉の政治過程との関係で—」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』24, 1990年b）

「木梨輕皇子伝承についての一考察—系譜論との関係で—」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』27, 1993年）

「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』29, 1995年）

「多氏と王統譜」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』30, 1996年a）

「和珥氏関係系譜についての再検討—『ヒコ+某』形式の人名を中心として—」（『日本書紀研究』第20冊所収, 1996年b）

「葛城氏系系譜についての再検討」（『日本国家の史的特質』古代・中世編所収, 思文閣出版, 1997年a）

「地方平定伝承をめぐって」（『日本歴史』589, 1997年b）

「『タラシ』関係系譜についての再検討」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』32, 1998年）

辰巳和弘

「平群氏に関する基礎的考察」（『古代学研究』64・65, 1972年）

直木孝次郎

「人制の研究」（『日本古代国家の構造』所収, 青木書店, 1958年）

和田 萃

「殯の基礎的考察」（『史林』52-5, 1969年, 『論集終末期古墳』に再録, 塙書房, 1973年, 『日本古代の祭祀・信仰』上に再々録, 塙書房, 1995年）